

平成22年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成22年6月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	25	番	竹	江	浩	君
--	----	---	---	---	---	---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第5号

平成22年6月15日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、25番竹江 浩君、26番常井好美君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番石松俊雄君、11番畑岡 進君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

まず、初めに、住宅リフォーム助成制度の創設について伺います。

中小企業、自営業者は、まさに日本経済の根幹とも言うべき重要な存在であります。景気の低迷の続く中、地域の活性化、仕事起こしに役立つ住宅リフォーム助成制度が全国に広がっています。現在実施しているのは、30都道府県154自治体です。昨年に比べ1.8倍にふえています。

住宅リフォーム助成制度は、市民が市内に事業所がある個人事業主または市内に本店や支店がある法人に依頼するのが条件で、助成は工事費の10%、市町村によっては上限10万円から20万円いろいろですが、上限を設け補助するものです。市民の快適な住環境の整備は共通の願いです。

また、下水道工事が完了した地域での水洗化の普及が進んでいないことについて、私は、水洗化を希望しながら、経済的な負担から工事に踏み切れない方も多いのではないかと考えます。このような状況の中からも、下水道普及の推進のためにも、住宅リフォーム助成制度は有効です。

また、国内では、いつ大きな地震が起きても不思議ではない状況があります。当市でも耐震診断が進められておりますが、耐震診断のみでは危険の放置で終わることにつながりかねません。したがって、耐震診断の結果を受けて耐震改修工事を実施し、安心して生活を送れる住環境が求められています。

笠間市でも、景気の低迷の影響で、住宅建設が平成19年度に447戸ありましたが、20年度になっては354戸、前年度比で21%の減少になっています。これは、市内の建築業者にとっては大変深刻な事態であります。地域経済の活性化のためにも、その起爆剤として住宅リフォーム助成制度は有効であります。

また、地域の経済が活性化することが、市にとっては税収が伸びることにつながります。投資効果も期待できる施策であると思います。

以上の点から、住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。見解を伺います。

次に、国民健康保険の再生について伺います。

1980年代半ば、国保加入者の多くは自営業、農林水産業などで働き、無職者として失業や年金生活者は20数%でした。しかし、最近では無職者が急増し、60%近くに達していません。また、非正規雇用者も増加しています。各医療保険の中で、著しく低所得なのが国保加入者です。

厚生労働省の資料によると、国保加入者の平均所得は1990年代の後半から減少しており、1980年代半ばの水準に逆戻りしています。しかし、国保税は上がり続け、80年代の2倍近くに達しております。国保加入者の収入に占める国保税の割合を見ますと、サラリーマンなど他の健保の保険料の2倍以上の高負担になっています。

国保は、国民皆保険の最後のとりでであり、公的保険制度の中で唯一社会保障制度として位置づけられながら、実態としては、滞納者を生み、経済的負担から医療にかかれずとうとい命を失っている事態は全国の事例で報告されており、放置できない深刻な問題であります。

以上の点から、7点について伺います。

一つは、笠間市の国保加入者の収納率について、2点目、国保加入者数に対する滞納世帯数とその割合、3点目、資格証明書と短期保険証の発行数と国保加入者に対する割合、

短期保険証の窓口のとめ置き状況、5点目は、資格証明書、短期保険証のどのような手順と判断で発行されているのか。

6点目、国保加入者の収入が減っているにもかかわらず国保税が2倍以上にも高くなった要因は、国保法の相次ぐ改悪により、国保会計に占める国庫支出金の割合が約50%から25%に半減したからであります。高過ぎる国保税を引き下げのため、国庫負担の割合をもとに戻すよう、市長会を通して厚生労働省に強力に働きかけるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

7番目として、一般会計からの繰り入れをふやし国保税の引き下げを実施し、市民が必要な医療を受けるられるような制度にすべきではないでしょうか、見解を伺います。

3点目に、子宮頸がんワクチンへの接種助成について。

3月の定例議会で、私は子宮頸がんワクチン接種への助成を取り上げました。議会で質問をしていた時期にも、またその後も、多くのメディアで取り上げられています。この影響もあって、3月の時点では接種への助成をする自治体は数えるほどでしたが、現在では急速にふえています。子宮頸がんの7割が予防できることから、ワクチン接種への期待は大きなものがあります。

若い女性の命を救うことができるワクチン接種への助成は、子宮頸がん検診率が早期に大きく伸びることに期待ができない中、予防医学の視点からも大変有効であります。早急に助成制度を創設すべきと考えますが、見解を伺い、1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、国民健康保険の再生についての6番目の質問、国庫負担の割合をもとに戻すよう市長会などを通し国等へ要望すべきということについてお答えをさせていただきますと思います。

現在の国、県の支出金の基準については、一般被保険者の療養給付等に要する費用の額に対して34%の定率国庫負担金があり、また市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金が9%、さらに県の調整交付金が7%であり、療養給付に対しては、国、県合わせ50%となっております。

また、厳しい状況である市町村国保事業に対して、平成21年度までの措置とされておりました国保財政基盤強化策、これがさらに22年度から25年度までの4年間継続実施を行うこととなっております。

しかし、地域医療保険として国民皆保険制度を支えている国保については、その財政基盤が脆弱であるため、その抜本的改善や国や県の負担金や補助金の増額についても、引き続き国民健康保険中央会、全国市長会、ほか7団体主催による国保制度改善強化全国大会、昨年11月19日に開催されておりますが、ここを通して国保財政の拡充を国・厚生労働省、

ほか関係機関に要望をしているところがございます、今後も引き続き要望していきたいと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 16番横倉議員の住宅リフォーム制度についてお答えをいたします。

本市における住宅リフォーム等にかかわる助成制度でございますが、公共下水道関連では、水洗便所等改造資金あっせん制度や下水道接続支援に対する補助金交付制度がございます。また、公共下水道の整備されていない地区においては、合併浄化槽設置に対する助成がございます。そのほかでは、介護保険制度に介護予防住宅改修費支給制度がございます。さらに、今年度から、太陽光発電システム及びヒートポンプ給湯器設置に対する助成を開始するなど、各種施策に応じた助成制度を設けて取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の市内の商工業との振興を目的とした一般的な住宅リフォーム等の助成制度の創設についてでございますが、本市では、住宅のリフォームは所有者がみずからの責任において行うことを原則と考えておりますので、新たな住宅リフォームにかかわる助成制度を創設することは現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思ます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

1番目の国保税の収納率でございますが、平成21年度において、現年度課税分で83.09%、過年度課税分16.38%となっております。平成20年度、現年度課税分が85.18%、過年度課税分17.61%でしたので、前年度と比較しますと、現年度分で2.09%、過年度分1.23%下がっております。

2番目の国保加入者に対する滞納世帯でございますが、平成21年度国保加入世帯、3月末現在で1万3,459世帯で、うち滞納のある世帯は2,052世帯で、全体の15.24%となっております。

3番目の資格証明書と短期保険証の発行数と国保加入者に対する割合でございますが、平成22年度資格証明書発行数107枚、83世帯、全体に占める割合は0.4%でございます。短期保険証発行数は2,294枚、1,640世帯で8.7%となっております。

4番目の短期保険証の窓口とめ置き状況でございますが、簡易書留で郵送しましたけれども、居所不明または不在、こういうことで配達不能なものは若干ありますけれども、何らかの事由により届いてないという方はございますけれども、実質的なとめ置きは、現在ございません。

5番目の短期保険証の発行手順でございますが、年度切替時において国民健康保険法施行規則第7条の2第2項に基づき作成しました笠間市国民健康保険短期保険証交付要領によりまして、被保険者証交付基準を設け、おのおの滞納状況、それから納税相談、内容及び分納の実態、こういったものを勘案しまして交付をしております。したがって、法に基づいた手続はとっておりますけれど、その判断の基準につきましては笠間市の判断で行っているというところでございます。

次に、7番目の一般会計からの繰り入れでございますが、平成21年第2回定例会においてお答えしましたけれども、国保税は目的税でありますので、保険税の引き下げのために国保制度上の法定分以外に繰り入れることは、財政の規律がなくなるというような理由から、現段階では考えておりません。

次に、子宮頸がんワクチンについてでございますけれども、子宮頸がんワクチンの助成をする自治体がふえているため、早急に助成制度を創設すべきというご質問の趣旨でございますが、野口議員の質問にもお答えしましたように、今後も国、県の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

なお、一言つけ加えますと、先ほどの質問の中で、検診率が上がっていないがために、有効な手段としてワクチン接種をすべきというような見解であったと思いますが、欧米諸国でワクチンを公費で助成をしている国等においても、その検診率は80%に上がっているんですね。ですから、ワクチン接種をしたとしても、議員ご指摘のように7割しか防げない、残りの3割の方については罹患してしまうという実態であります。

したがって、検診のかわりにワクチン接種をするんだと誤解を招くような、そういった立場に私どもはおりませんので、発言の内容については、慎重な発言をしていただければと思います。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 住宅リフォーム助成制度について、今、部長の方からいろいろな施策があるので、個人の住宅、そういうものについてはみずからの責任でやってくれるようにということで、この創設についてはやらないという答弁でした。いろいろそういうこともあります。今、耐震性、一昨日も地震がありました。震災犠牲者の多くが、家屋倒壊、倒壊建物の下敷きになって犠牲になっているわけです。また、倒壊による火災になれば、個人の問題では済まないというわけでございます。

そして、今、エコキュートとかいろいろ言っておりますが、地域経済の低迷の深刻さについて、市としての認識が甘いのではないのでしょうか。今、建築業界でも、茨城県にしても笠間の建築業にしても、42年ぶりに2割建築戸数が下回っているということで、大変困難になっているということを言っております。

そういう中では、安全・安心のまちづくり、そういう点から見たら、耐震診断をやっただけで済むという問題ではありません。これは個人だけの問題ではないことをはっきりと

認識していただきたいと思えます。

そしてまた、この住宅リフォーム助成制度をやった自治体での感想は、思った以上に波及効果が多いということです。1,000万円をやったところなどでも、1億8,000万円の工事ができた、そういう自治体もふえています。これは八幡平市の建設課の課長さんがおっしゃったあれですが、同市は1,000万円の当初予算を組んだものの、好評で予算が底をつき、6月の補正で10月から臨時議会でもそれぞれ1,000万円を計上したということです。

そしてまた、住宅リフォームという中では、やはり仕事起こし、屋根の修理もあるでしょうし、畳屋さんから、サッシ屋さん、塗装屋さんと、多くの業者が関連して仕事ができる起爆剤となるわけですので、この辺もう少しほかの自治体とも見合わせて研究していただいて、早く笠間市の地域の仕事起こし、そういう点では大きな波及効果になりますので、英断を持ってこれからそういうところを見習ってやっていただければと思えます。

次に、国保財政ですが、国民健康保険では、国保加入者の平均所得、最近では現在163万8,000円になっています。それは1980年代の所得水準に逆戻りしている状況です。国保税は、逆に、1980年の2倍、18万8,000円になっています。子ども2人の4人家族では、所得が年収200万円で37万3,400円、同じく300万円の所得では49万2,400円の国保税になっています。

この状況について、払える保険料の水準なのか。高過ぎるのではないかと考えますが、この国保税、200万円では所得の18.67%になりますね。そういう点では滞納者がふえています。そういう中で、保険料を払っても医者にかかれぬ、保険料を滞納している、そういう世帯がふえています。全国でも、保険証、資格証明書、短期保険証で、手おくれになって命を落とす人が出ております。

そういう中では、この163万円の所得に対してこういう高い18万円が平均になっているということに対して、市として、部長として、また高過ぎる国保税を引き下げることに対して、必要であると思えますが、その点で再度答弁を求めます。

また、滞納ですか、収納率も合計すると85.6%、2.何%前年度より下がっているということが言われました。これは茨城県でも、笠間の収納率は85.16%と出ておりますが、40番目になっております。そういう中では、高過ぎる、そういうことになっているのではないのでしょうか。そういう点で、一般会計からの繰り入れをすべきではないかと思えますが、答弁を求めます。

また、子宮頸がんワクチンの接種についてですが、先ほど言ったのは、今、検診率が上がってはいるが、期待どおりには上がっていないということを申し上げたつもりです。下がっているということではありません。子宮頸がんは、若い女性がなかなか検診に行かないというのが実態ではないのでしょうか。そういう中で、7割しか効果がない、そういうふうにおっしゃいましたが、7割効果があるということが大事ではないのでしょうか。検診率50%を目標にしていながら、10数%になっております。これでは上がったとし

ても若い女性のがんになって命を落とす、そういうことに対して、市として早急にこれは接種を行って、命を救うことは本当に大事ではないか。そういうふうを考え、今、県内でも、大子を初め、潮来、境、きのうの新聞では美浦村が助成を決めました。栃木県の大田原では集団接種を行っています。そういう中で、燎原の火のように、この助成をする自治体がふえています。

今、この笠間市としても、少子高齢化対策として国も自治体も時限立法でやっております。しかし、なかなか効果が出ません。そういう中で、若い女性のがんで亡くなる、健康を害して子どもを産めない、そういうことからしても、この子宮頸がんワクチンの接種は非常に効果があるのではないのでしょうか。

そういう点で、再検討、一応国や県の動向を見るということですが、これは早急に自治体としてやるのが、国や県を動かす大きな力になるのではないのでしょうか。最初から国がやるということではないですし、やはり一番身近に住民と接している自治体はその気になって、全国的にもやるように動かすのが筋ではないのでしょうか。その辺再度の答弁をお願いいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 横倉議員の再度のご質問にお答えをいたします。

消費の促進を目的として、地域経済の活性化のために住宅リフォームの助成制度を創設してはどうかということですが、県内の市町村では、それぞれの市町村の特色から助成制度を取り組んでいる状況でございます。助成制度につきましては、耐震診断、耐震改修、リフォーム、福祉に関するリフォーム、木造住宅、太陽光、マイホーム発電、下水道接続、合併浄化槽等の助成制度がございます。

本市では、環境対策にかかわる助成を主に取り組んでいるということございまして、繰り返しになりますが、先ほど答弁をしましたように、住宅リフォームにかかわる助成制度については、現在のところ考えていないということでございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 横倉議員の再度の質問にお答えいたします。

それでは、まず最初に、国保の方であります、部長として、163万円平均で18万円近い国保税が高いと思うか、これに対して下げる必要が、部長としてどう考えるんだということでもありますけれども、確かに感覚的には、所得、収入としてはもう少しあるんだろうと思いますけれど、これに対しての18万円というのは、確かに高い気がします。ただし、現在の制度の中では、こういった計算上で出てくる数字であると思います。

ただし、本当の低所得者に対しましては、7割、5割、2割の軽減措置は行っております。ですから、所得の低い人に対しては、ほかの市町村よりも手厚く対応していると。結果的に、これは平均の数字でありますのでこういうことになろうかと思っておりますけれども、低所得者に対する対応等につきましては、十分にやっているであろうというふうに思いま

す。

それから、収納率が40番目ということで、確かに収納率が低いと思います。ただし、笠間市だけが経済状況、所得状況が低いのかといえば、それはちょっと違うのかなということで、40番目の原因、そういったものを分析しながら、収納率のアップ、こういったものをしていきたいというふうに考えております。

したがって、先ほど申し上げましたように、一般会計からの予定外の安易な繰り入れについては、現在の段階ではしたくないと考えておるところです。

それから、子宮頸がんにつきましては、確かに有効であることは間違いありません。7割の方に有効であるということは間違いありません。しかし、野口議員のときにもお答えしましたように、この制度自体については、国全体で行うべきである、制度設計をすべきだろうということで、それがいつになるかという部分についてはわかりませんが、したがって、国、県の動向を見ながら検討してまいります。決して行わないということではありますので、その辺についてはご理解を願いたいと思います。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 下水道の整備ですが、いろいろ環境問題も含めてやっているということですが、なかなか加入率が上がらないというふうに聞いております。下水道の問題です。住宅リフォーム助成制度の中の下水道の問題でも、73.数%ということですが、やはりその額についてはまだ低い。利息分の補助とか4万円の補助ということがあります。やはり経済的な問題も含めて、なかなか踏み切れないというのが大きな要因になっているのではないのでしょうか。そういうことで、これからも検討していただければと思います。

国保の問題ですが、今、国保の収納率は、始まって以来の最低の収納率になっているんです。そうすることは、まじめに保険料を納め、今、年金からも天引きです。そうしますと、保険証は来ても医者にかかれない、そういう声を多く聞かれます。我慢している、そういう中で病気を重くしてしまう、こういう状態で、やはりここを改善しなければ、国民健康保険、これは相互扶助ではないんですよね。これは、一番低所得者に基盤も脆弱だということで、社会保障として位置づけているんです。これは国も自治体も、きちっと病気のとときやなんか、疾病、そういういろいろなものに対してきちっと財政的に負担をし、だれでも保険証一枚で病院にかかれるような制度にしていく、それが基本で、公的保険制度の中で唯一社会保障として位置づけているわけですから、そういう点では、この収納率、前年度からも下がっております。これは自治体だけでは無理でしょうけれども、自治体と国と両方でやっていかなければならないのではないのでしょうか。

今の高過ぎる国保税、80年代の200何十万から160万円に所得が減っているんです。そういう中で保険料は2倍になっている。これは本当に生活を圧迫している、そういう状況です。そしてまた、国保、今、皆保険です。しかし、失業して、次の仕事を見つけようと思

っていても、すぐ見つからないでいるうちに貯蓄も底をついて、国保に入りたくても、これは申請ですから、申請主義ですから、入らないうちに無保険になってしまう人がふえています。なかなか表には出づらいんですが、実際何か病気になって初めて無保険の状態の人が病院でわかるというのが現状です。一般的に納めている人でも、物すごく負担になっている。やはりここを改善していく、改革していく必要があるのではないのでしょうか。

共産党は、国会でも、応益負担を1人1万円下げる、4人家族だと4万円の引き下げをということで、4,000億円あればできるということで国会でも取り上げておりますが、そういう中で、やはり払える保険料にすべきではないのでしょうか。

そういう点で、そういう認識、所得300万円で49万円の保険料です。これは40歳未満の子どもの4人家族ですね。本当にこれでやっていけるのか。滞納者が出るのは目に見えているのではないのでしょうか。滞納者がふえると、また保険料の値上げ、そういう悪循環に陥っていくのではないのでしょうか。その辺について再度答弁を求めます。

また、子宮頸がんについては、行わないということではないということですので、早急にやっていただけるように要望したいと思います。

国保税について、市長の答弁、市長もいろいろ市長会で要望としてはあると思いますが、その国保税に対する負担、そういう認識、その辺再度お考えを伺います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

国保税の問題については、大変大きな課題になっているのは事実でございます。国保税の加入者が低所得者であったり、離職者であったり、退職者であったり、学生であったりということで、財政基盤が非常に脆弱だということが、一つの大きな課題になっているわけでございます。

国保税の考え方として、本来、国保税につきましては、いわゆる受益者である加入者が費用負担をするということが原則でございますので、私は、一般会計からの繰り入れというのは考えてございません。

ただ、この国保会計については、全国の市町村で大変大きな課題になっておりまして、国の方でも2013年度までには後期高齢者医療制度を国保と統合するような話も出ておりますし、一部基金のようなものをつくって対応していくとか、いろいろな動きが出てきておりますので、その辺の中で全国的な課題になっているものが解決されることになればなという期待は持っております。

現在のいろいろな課題については、先ほど申しましたように、市長会また国保の中央会を通じて、国にはこれからも申し上げていきたいと思っております。

16番（横倉きん君） 以上で終わります。

議長（市村博之君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、10時50分に再開いたします。

午前10時41分休憩

午前10時51分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

7番（鈴木裕士君） 7番鈴木裕士です。

まず、最初の質問は、先般公表された公金の不正引き出しに関する質問であります。

通告ではたくさん質問掲げてありますけれども、事件といえますか、その内容、大体把握できましたし、質問の趣旨から外れる部分もありますので、一部を省略して質問いたします。

その質問の一つ目は、新聞では「無断で公印を使ったり」という表現があります。この印鑑の管理体制はどうであったのか。それに、当件は行政の資金に直結していない資金のようでもありますけれども、このような場合の印鑑もいわゆる公印に含まれるのか。

それから、二つ目は、今回の事件発生は、組織として何がかけていたと認識していらっしやのか。それに、今後の発生を防ぐためどのような策を講じたのか。

以上の2点について回答をお願いします。

それから、大きい2番目の質問でありますけれども、行政ができるだけたくさんの種類の仕事をする、いわゆる大きな政府といえますか、大きな行政、これと、仕事はできるだけ民間に任せる小さな政府、小さな行政という問題があります。どちらが正しいということは即断できるものではありませんけれども、歴史的に見ても、行政が大きくなったり小さくなったりするのが繰り返され、何も手を加えていなければだんだんと肥大化するために、全般には小さな行政を目指した動きとなっています。

特に、かつての小泉政権では、小さな政府論を持ち出し、その最たるものが郵政民営化でありました。その目的は、経済成長が鈍化することによって税収減をカバーするために公務員の人件費総額を抑制すること、それと民間の力を活用することによって経済の成長を促す、この二つの側面を持っておりました。

話の前置きが長くなりましたけれども、市内には保育所が9カ所ありまして、うち4カ所が笠間市立、また、幼稚園は同じく9カ所ありまして、うち2カ所が笠間市立となっております。

利用者から見たとき、一般の学校などでありますと、授業料は公立よりも私立の方が高く、また人気の度合い、いわゆる学生の応募状況にあらわれますけれども、この人気の度合いは、地域によって、あるいは学校によってまちまちであります。

そこで、保育所に関しては、保護者が負担する保育料、これについては公立と私立では

どれぐらいの差があるものか。また、サービスと申しますか、保育内容から見て、公立と私立とではどのような差があると認識しているのか、回答をお願いします。

3番目の質問に入りますけれども、一昨年9月の定例会でも質問いたしました、人事評価に関することであります。

人事評価において、過去の評価を参考にするかどうか、こういう私の質問に対し、過去の評価は参考にしないという回答でありました。民間のボーナスに当たる勤勉手当、期末手当、これはその対象となる期間にどれだけの成果を上げたかを評価するわけですから、過去の実績を反映すべきでない、確かに私も思います。

人事評価の目的というものは、悪質に考えれば人件費の抑制に使われることもあるでしょうけれども、究極的には、個人の持っている能力を十分に発揮してもらい、かつそれによって組織としての力を最大限に発揮して、住民サービスを高めることにあるかと思えます。

しかし、昇格や人事異動というものは、やり方によって、当事者の活力やエネルギーの喪失を招くことにもなりかねません。特にこれまで本格的な人事評価の洗礼を受けていなかった市の職員が、民間企業並みの厳しい現実にさらされれば、その思いは格別なものがあるはずであります。評価が悪かったために思ったような昇給昇格ができなかった者の不満のはけ口がやる気のなさに結びついては、逆効果であり、人事評価を実施する本来の趣旨に反することとなります。

具体的な評価、昇格がどうであったかを確認する意味で、行政職を例にとって質問いたします。

一つ目として、今回と申しますか、去る4月の昇格において、6級、いわゆる課長職昇級した者について、昇級に関する人事評価の結果について、同一人の前回評価と比べてどのようなものであったのか、次の区分に該当する者の数につき回答をお願いします。

一つとして、前回よりも今回の評価がアップした者の人数、二つ目として、前回と今回の評価が同じだった者の人数、3番目として、前回よりも今回の評価が下がった者の人数。

それから、質問の二つ目として、昇格昇級に関する規則を見ますと、昇格の基準として、1級上位の級に昇格させるのに必要とする資格、この資格というものは、その者の現に受けている号給の額が1級上位の級の最低の号給の額に達していかなければならないとあり、さらに昇格させる場合は、当人が現に属する級において1年以上在籍している、この二つが必要となっております。5級から6級へ及び6級から7級へ昇級するに当たって、クリアしなければならない要件、いわゆる昇級するに当たってのクリアしなければならない要件、これは、今述べた規則以外に、内規的に存在するものなのかどうか。あるとすれば、どのような内規があるのか、回答をお願いします。

そして、三つ目は、ことしの3月現在で、3年以上5級職の位置にしながら6級へ昇格しなかった者及び3年間6級職にしながら7級へ昇格しなかった者について、前回と今回

の評価はどのようなものであったのか、前と同じ区分によって回答をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 26番常井好美君が着席いたしました。

市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 私の方から、鈴木（裕）議員の4月28日公表いたしました現金不正引き出しについてご説明を申し上げたいと思います。

幾つかご質問ありましたけれども、その中の2番目の印鑑の管理体制、それから民生委員児童委員協議会の資金については公印として含まれるのかというようなご質問でございます。

笠間地区民生委員児童委員協議会の印鑑の管理体制でございますけれども、印鑑は、笠間支所福祉課が管理している印鑑箱を使用いたしまして管理しておりました。印箱は、課長席の横にありますかぎのかかる机の引き出しに入れておきまして、勤務時間にはかぎをあけ、退庁時にはかぎを締めまして行っていると。ただ、課長の後ろにあるロッカーで保管しているという関係でございます。勤務時間中につきましてはかぎのかかっていないこと、それから課長が不在時には管理体制などに一部不適正な部分があったと考えているわけでございます。

笠間地区民生委員児童委員協議会の印鑑につきましては公印であるかというご質問でございますけれども、笠間市の公印は、笠間市公印に関する規程に定めているものでございますので、笠間地区民生委員児童委員協議会の印鑑は公印ではございません。

次に、5番目、今回の発生で組織として何が欠けていたのか、どういう認識をしているのか、また再発防止対策はどのように講じているのかというご質問でございます。

組織として欠けていた点といたしまして、まず、職員のさまざまな情報を人事として収集する方法が十分でなかったと認識をいたしております。収集した情報を分析いたしまして、適正に職員の管理に役立てていきたいと考えております。また、業務遂行の点で、複数でチェックできる体制にない業務があったというふうに認識もいたしているところでございます。

これらの再発防止といたしましては、5月6日付で全職員に通知をしておきまして、その内容といたしましては、一つといたしまして、団体等の印鑑を厳正に取り扱い、使用しない場合はかぎのかかる頑固な場所に納めて管理すること、二つ目といたしまして、団体等の預金通帳を会計課の金庫で保管すること、三つといたしまして、団体等の会計処理を行う場合、貯金通帳及び支出命令書に支払請求書を添えまして、所属長の決裁を受けて支出すること、四つといたしまして、例月の月初めに収支命令書と出納簿、現金通帳等を提示いたしまして、所属長はこれを監査する。なお、四半期ごとに担当部長に報告すると、こういった四つの項目でございます。

また、今月末に管理監督者におきまして危機管理に対する心構え、対応策、一般職員に対しましては服務規律と公務員倫理と、区別いたしまして研修会を実施してまいる予定でございます。

次に、人事評価と昇級昇格についてのご質問でございます。

まず、一つ目といたしまして、今回6級へ昇格した者について、前回の評価との比較でございます。その中に三つほどございますけれども、前回より今回の評価がアップした者、それから前回と今回の評価が同じ者、それから前回と今回で今回ののが下がった者という三つの項目でございます。平成22年4月1日付の人事異動におきましては、行政職6級に昇格した者は11名でございます。評価結果は、A評価からE評価の5段階で昇級区分の比較にてお答えを申し上げたいと思います。

昇格した11名中、平成21年度の評価結果が平成20年度の評価結果よりアップした職員は2名でございます。さらに、平成21年度の評価結果と20年度の評価結果が同じ職員につきましては9名でございます。また、平成21年度の評価結果が平成20年度の評価結果より下がった職員につきましては、ございません。

次に、2番といたしまして、5級から6級へ、あるいは6級から7級へ昇格する場合のクリアしなければならない他の要件、内規は存在するのかというご質問でございます。

昇格するためには、必要な要件に関する内規はございます。5級から6級、または6級から7級へ昇格する際の基準といたしましては、人事評価制度の上位職適性診断で、過去2年間の診断結果により昇格の資格を有すると定めております。昇格する資格を有するということが診断が高いからといって、全員昇格するものでもございません。

この上位職適性診断とは、人事評価の中で5段階で評価する実績評価、それから能力評価、態度評価とは別に、また昇格して現在の職より上位の職で組織目標の実現への能力、それから部下に対する指導育成の能力、こういったものなどを診断するものでございます。

また、年度内に懲戒処分を受けた者は、その年度の昇格の対象者から除くものとしていくわけでございます。

次に、3番目の質問でございます。3年以上5級職において昇格できなかった者及び6級において7級に昇格できなかった者の数についてということでございます。

5級に3年以上在籍をいたしまして昇格をしなかった職員は37名ほどございます。37名中、平成21年度評価結果が平成20年度の評価結果よりアップした職員は2名でございます。また、21年度の評価結果と20年度の評価結果が同じ職員は32名でございます。さらに、平成21年度の評価結果が20年度の評価結果より下がった者は3名でございます。6級に3年以上在籍して昇格しなかった者の数は25名でございます。昇格しなかった25名は、全員、平成21年度の評価結果と20年度の評価結果が同じということでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公立と私立で保育料の差はどれぐらいかのご質問でございますが、市が運営に關与しております私立認可保育所につきましては、国が定める運営費で運営しており、保育料は笠間市が決定し徴収しておりますので、公立と私立の差はございません。

次に、サービス、保育内容の面で公立と私立との差はどのようなものかのご質問でございますが、保育サービスは、保育内容につきましても公立と私立での差はございません。認可保育所の運営につきましては、保育の目的、保育の特性、子育て支援、保育士の専門性を踏まえ、保育の実施を行うことを基本原則とする保育指導保育指針で定められ、それにより各保育所で運営しております。

なお、病児・病後児保育を一部の私立保育園で実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木（裕）議員。

7番（鈴木裕士君） 2回目の質問に入ります。

最初の職員の不祥事に関する問題でありますけれども、さきに質問した中の一つ目の質問であります公印の管理の問題でありますけれども、ご記憶かと思うんですけれども、昨年3月の一般質問で、私は庁舎内での現金盗難事件に絡んで、公印の管理につき、ただしたわけです。その答えを議事録で確認しますと、当時の総務部長は次のように答えています。

各課で使用する市長印、公印については、各課長が保管者となり、施錠の上、厳格に保管しております。使用に当たっては、その都度保管者の承認を得て、使用簿に記入の上、保管者の目の前で押印するという手順で、保管者の確認のもと適正に使用しておりますと、このように答えています。

私は、当時、時間もなかったのものでそれ以上突っ込んだ質問はしませんでした。この総務部長の答弁が事実であるならば、いや実際に行われていたならば、このように無断で公印を使ったりは、あり得ないと言わざるを得ません。ストレートに言えば、当時の総務部長が事実と相違する回答をしていた、あるいは当時の総務部長が回答したことが庁内で守られていないということじゃないですか。この点についてどう考えるのか、どなたでも結構ですから、回答ください。

それから、大きい2番目の市立の保育所、幼稚園の問題でありますけれども、市の財政的な面から見ますと、私立の保育所については、保育費用として国、県から固定された補助金が来るようでありまして、公立の保育所については、一般財源として来た交付税の中から保育所費用を捻出するように見受けられます。つまり予算配分もする上で、公立の保育所の費用は、他のもろもろの費用と競合関係にあると思われれます。要は、片方が引っ込めば、片方が出っ張るということですね。そして、保護者が保育所を選ぶときに何

を基準にするかは、アンケート調査によれば、ほとんどの方が自分の住所に近いところや勤務に都合のよいところとのことでありまして、公立か私立かは問題にしてないような結果も出ております。

以上のような観点から、市立保育所の運営を民間にゆだねるべきと考えますが、いかがでございましょうか。また、幼稚園も同じような観点から民間へ運営をゆだねるべきと考えますが、いかがでございましょうか。

市内の市立保育所にも深い歴史がありまして、あるいは職員の身分上の問題もあります。また、長期的に見ても少子化が続くこと、あるいは一部は建物が老朽化しているということから、民間での引き受け手の問題もあるかと思われませんが、英断を下す時期であると考えています。執行部の回答をお願いします。

保育所や幼稚園の経営形態、これについては、県内のよその市を見ても、公立の占める割合は結構高いものがあり、相応に公立が存在する意義があるものと思われませんが、最初に述べましたように、行政ができるだけたくさんの仕事をすべきか、できるだけ民間に任せるか。特にサービス面で、保育料の面で差がないということから、判断に苦しむところでありましょうけれども、民間でできることは民間に任せることを切望いたします。

それから、大きい3番目の質問であります昇級昇格の問題でありますけれども、さきに挙げました二つの規則、この規則のほかに内規が存在するというので、ある程度は了承といいますが、納得できる部分もあるんですけれども、ただ、見方によっては、過去にどのような評価結果であっても昇格が可能であるということも考えられるんじゃないかなという気がいたします。1年間あるいは2年間、恵まれた上司のもとで勤務すれば、リカバリーが可能ととれますけれども、あるいは以前の同じような質問に対しまして、1次評価者と2次評価者がいて、個人的な意思を反映させないようにしている旨の回答がありました。しかしながら、昇級昇格の評価において過去の評価実績、この点が先ほど回答いただいたものとちょっと違うんですけれども、前回の回答では、昇級昇格においても過去の評価実績は反映させないというような回答で、今回取り上げたわけなんですね。それと同時に、1次評価者と2次評価者がいて、個人的な意思を反映させないようにしているという回答があったわけです。ただ、この昇級昇格の評価において、過去の評価実績を反映させないということは、恣意的なといいますが、個人的な判断、個人的な考え、これの入り込む余地が非常に大きいということが言えるんじゃないかと思えます。

こういったことから、昇級や昇格において、いわゆる内規の中に、内規でもいいですし、規則でも結構ですけれども、その中に昇級や昇格において、過去の評価あるいは過去の別の評価者の実績、これを考慮すべきと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

それから、ことし6級へ昇格した者の評価結果につき回答をいただきました。この件に関してさらに質問いたします。

前回より評価が上がった者、これが2名おります。どのような裏づけがあって、どのような実績があって上位の評価を得たのか。差し支えない範囲で回答をお願いします。

それから、評価が前回と変わらないで昇格した者、この方について人数は9名というところであります。大部分が、評価が変わらないのに昇格したと。この場合、評価が前回もB、今回もBで変わらなかったのか、あるいは前回もC、今回もCということで変わらなかったのか、その辺についても回答をお願いします。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） まず、一つ目は、公金の管理の問題で、前総務部長がきちんと管理すると言ったと言っておりますけれども、私じゃないかと思っておりますけれども、これにつきましては、きちんとそういった管理をするということで内部で徹底をいたしております、今回もそのような形でやっていたわけでございます。

ただ、その中で、先ほど申しましたように、朝、ロッカーのかぎをあけまして、それで事務処理をしていて、その後例えば管理者、課長がどこかトイレに行くとかなんかするときに、たまたまあいている部分があったというふうに考えられております。

ただ、今回の公金の引き出しにつきましては、新聞等でもお話をさせていただいておりますけれども、銀行の払戻書、これの改ざんをしている部分がございます、それによって防げなかった部分があったというところでございます。具体的に言いますと、1という数字を4と書いたり、3を8と書いたりというような部分がございますので、なかなかその辺のことがきちんと処理できなかった部分があるかと考えているわけでございます。

今後につきましては、当然、状況の把握、変化につきまして、早期発見することが重要なことございまして、やはり職員同士が情報の共有化をした中できちんと対処していかなければならないと私は考えているところでございます。そして、早いうちに危ない芽についてはきちんと摘んで改めさせると、そういうことが職員の指導であって、人材育成であると私考えているところでございます。それが管理職の役割というふうにも考えているところでございます。

そういう点からいきまして、今後につきましては、これを教訓に、二度とこのようなことが起こらないように、職員一丸となって再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、評価の件でございますけれども、この評価につきましては1次評価、2次評価をやっておるわけでございますが、人が評価するということでございますので、1次評価、2次評価の中でもなかなか難しい部分があるかと思ひます。評価者にとっても、多少のばらつきは当然生じてくるかと考えておりますけれども、そういったことのないように評価者の研修等もやりまして、やっているところでございます。

その中で、5級から6級になったという2名が、前の評価から上がったということでございます。これにつきましては、先ほど申しましたけれども、A、B、C、Dの評価の中

でそれぞれAは何点、Bは何点という点数の中から、2名の方が前年度から上がっているような状況でございます。どの方がCからBになったのかというのはちょっと持ち合わせておりませんので、後でご説明をさせていただきたいと考えております。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 再度のご質問にお答えいたします。

公立の保育所の運営を民間にゆだねてはどうかということでございますが、公立保育所の運営の方法につきましては、現在、保育所施設整備検討委員会を開催しているところでございます。この中で、十分意見をいただきまして、議会とも協議し、今後、方向性を決めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 失礼いたしました。先ほどの6級へ昇格した者でございますけれども、2名の昇格した者につきましては、C評価からB評価に上がった者でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

7番（鈴木裕士君） 揚げ足を取るつもりはありませんけれども、先ほど市長公室長の言葉の中で、たまたまトイレに行ったとか席を外したというような言葉がありましたけれども、これもやはり私から言わせれば、ふだんの注意力が足りないと言わざるを得ません。今後の管理をよろしくお願いしたいと思います。

3回目の質問に入りますけれども、まず、不祥事に関してでありますけれども、前任の人事担当部長が退職しているわけですね。ここで質問できないことではありますけれども、ただ、全体の様子から見ますと、あるいは先ほどの市長公室長の話がありましたように、情報の収集が十分でなかったような部分というような表現がありました。こういったことから、当事者の行動に関して、私はある程度事前に情報を入手していたんじゃないかなと。いわゆる人事担当部長として、ある程度の情報は入手、把握していたんじゃないかなという気がするんですけれども、この点ちょっと疑問が残りますので質問いたします。

ある程度の情報を入手していれば、あるいはその情報が入手できないようでは、また人事担当部長の職は務まらないかなという気がいたします。そういったことを前提に言いますと、なぜこの公金を取り扱う部署に異動させたのかという疑問が残るんですよね。普通感覚を持っていけば、あるいは人事異動の責任者が、人事異動の大切さ、これを自覚していれば、現金とか預金を管理するようなポストに位置づけることはないんじゃないかなという気がいたします。

話は若干それですけれども、全く大きい話になります。かつての太平洋戦争、第2次世界大戦、これは真珠湾攻撃によって日本が先に仕掛けたというのが通説でありますよね。しかし、別な見方もあります。極東軍事裁判で論陣を張ったインド人のパールさんという方、この方の理論でありますけれども、簡単に言いますと、当時日本は軍備拡張していて、

それが世界の脅威となっていたわけです。そのような中で、日本は石油を求めて海外進出を進めていたわけであります。このため、連合国軍側と申しますか、アメリカ、イギリス、フランス、こういったところの国が、日本の進出を防ぐために、東アジアでの防御を強化したり、あるいはあそこは非常に暑いということで疫病がはやったりと、こういったことから、日本は真珠湾攻撃というかけに乗り出さざるを得なくなったという説であります。やむにやまれずそこへ突っ込んでしまったと。連合国側は、真珠湾を攻撃させることによって大義名分をつくって、第2次大戦へ日本を引きずり込んだと。日本をたたく戦略であったという説であります。

これは、私、囲碁よく知りませんが、囲碁の世界の中でも、詰めの中で、必ず相手がそこへ打たなければ相手が負けてしまう、負けを承知で一手を打たなきゃいけないという詰めがあるそうですけれども、これと同じような理屈で、それと同時に日本の情報も不十分なことから、国民を悲惨な戦争の犠牲にしたという説であります。

もっと悪く言えば、当時の人事担当部長何をしていたのかということでもありますけれども、その辺何か回答できることがありましたら、回答をお願いします。

私は、18年9月と昨年9月の定例会で、職員の仕事の互換性について質問いたし、そして提案をしてまいりました。繰り返すことにはなりますが、一つの仕事を最低2名の職員で行うという体制をつくること、先ほど公室長の方からもそういった旨の回答がありました。そういったことの互換性、これを今後もっともっと高めていただきたいということでもあります。

それから、3番目の質問である人事評価でありますけれども、これは今後の問題として役所内で心がけておいていただきたいという私の願いでありますけれども、地方自治体では、トップに立つ人は選挙によって決定されます。今は少なくなったと思いますが、選挙に当たっては、市の職員も、有権者として1票を投じるだけでなく、トップが2期目、3期目ともなると、運動員としてどう動いたかもトップの大きな関心事となります。場合によっては、論功行賞人事、あるいは報復人事などと言われる時代がありました。これは過去の例だけでなく、これからも起こり得る問題かと思えます。あるいは選挙に関係なくとも、「窮鳥懐に入れば獵師これを殺さず」とありますように、自分を慕ってくる人物、これがいれば、きのうまで敵であってもかわいく思うことであらうでしょう。極端に言いますれば、ごますり人事と、こういったこともなきにしもあらず、いわゆる人事評価の根本を無視した人事評価が行われる可能性が全くないとは言い切れません。

こういったことから、これからの人事評価というものは、十分に心を用いて行っていただきたいというのが私の希望であります。

それから、人事評価あるいは昇級昇格において、フィードバック、これがどれだけ行われているのか。この辺について、事前質問をしておりますけれども、回答をお願いできればと思います。

というのは、以前の質問で、フィードバックが完全に行われたかどうか確認するようにするというような表現だったんです。いわゆる完全にフィードバックが行われたかどうか、この確認を行っているのか。

それから、もう一つは、評価結果について本人が納得しない場合、どのように対処しているのか、この点について最後の回答をお願いします。

以上で私の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） まず、最初に公金の取り扱いの中で、管理体制が甘かったという中でいろいろなお話をいただきましたけれども、先ほども申しましたけれども、情報の共有化、これがまず大事なことで考えているわけでございます。その中でどういう対応をするかということが必要かと考えているところでございます。

もし職員の中に、「注意しないことがよい上司だ」というふうに感じている職員、あるいは「報告することが仲間への裏切り行為だ」というようなもし考えを持っている職員がいれば、これはとんでも間違いでございます。そういったことに対しましても、徹底して私の方では指導してまいりたいと考えているところでございます。

そして、人事担当グループ、あるいは私も含めた人事担当につきましては、職員が常にどういうことでも相談に来られるような、いわゆる駆け込み寺のような組織にしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、人事評価の後のフィードバックについてでございます。これにつきましても、年に1回、そういったことで各職員の方に指示をいたしまして、管理職から担当職員の方に伝えているところでございます。また、その内容につきまして不服があるということ、あるいは自分の評価を知りたいということであれば、発表できる範囲内でお知らせをいたしているところでございます。

議員言われるように、昇格、それから人事異動、これで職員がやる気をなくすようなことになっては当然いけないわけでございまして、職員のやる気を起こすような、そういった手法ということで常に考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

7番（鈴木裕士君） やったかどうかの確認をどうしているのかというその辺、フィードバックをやったかどうかの確認をどうしているのかということをお聞きしたいんですが。

市長公室長（小松崎 登君） フィードバックの確認、やったかどうかということにつきましては、各担当者がやりまして、その報告を担当部長まで報告をさせていただいているところでございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は明日10時に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 33 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 畑 岡 進